**自動車売買契約書**

売主○○○○（以下「甲」という。）と 、買主○○○○（以下「乙」という。）とは、甲乙間の売買契約に関して、以下のとおり合意した。

第１条　（売買契約）

甲は、乙に対し、甲所有の下記自動車（以下「本件自動車」という。）を売り渡し、乙はこれを買い受ける。

記

登録番号：

車　　名：

型式・年式：

車体番号：

第２条　 （売買代金の額）

自動車の売買代金は、金○○万円（消費税含む。）とする。

第３条 　（売買代金の支払時期およびその方法）

乙は、甲に対して、次の各号のとおり第２条の売買代金を支払う。

①契約日に、手付金として金○○万円支払う。

②残代金のうち、金○○万円を、平成○年○月○日に、現金を甲に持参する方法で支払う。

③残代金○○万円を、平成○年○月○日までに、甲が指定する金融機関の指定口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第４条 　（引渡し）

甲は、乙に対して、平成○年○月○日、第３条２号の金○万円の支払と引換えに、本件自動車を引き渡す。

第５条　（所有権の移転時期）

本件自動車の所有権は、第３条３号の支払時に、甲から乙に移転する。第３条３号の支払前に所有名義の変更がなされた場合でも、支払時まで甲に本件自動車の所有権を留保する。

第６条 　（名義の変更手続等）

1.甲は、乙に対して、本件自動車の取扱説明書、自動車検査証および名義変更手続に要する書類を、前条の引渡し時に交付する。

2.名義変更に要する費用は、乙の負担とする。

3.乙は、本件自動車の平成○年度分の自動車税について、平成○年○月以降の月割相当額を負担する。

第７条　 （危険負担）

本契約締結時から本件自動車の引渡し時までに、甲の責に帰することのできない事由により、本件自動車が滅失または毀損した場合は、乙の責に帰すべき事由によるときを除き、その危険は甲の負担とする。

第８条 　（瑕疵担保責任）

1.乙は、本件自動車の引渡し時に、本件自動車であること、本件自動車の装備・外観等の状態について確認を行う。

2.甲および乙は、甲が瑕疵担保責任を負わないことを確認する。但し、前項の時点で、乙が確認困難な瑕疵については、この限りでない。

第９条　（契約の解除）

1.甲または乙は、相手方が本契約の義務の履行を怠った場合には、１週間以上の相当期間を定めた催告の後、本契約を解除することができる。

2.前項の場合において、解除権者は、相手方に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

第１０条　（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、○○地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第１１条　（協議）

本契約に関して、疑義が生じた場合または定めのない事由が生じた場合には、両当事者は、信義誠実の原則に従い協議を行う。

以上本契約の締結の証として、本契約書２通を作成し、双方記名捺印の上各自１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

甲（売主）

住所　○○○○

氏名　○○○○

乙（買主）

住所　○○○○

氏名　○○○○